



さんじょう 108appy 企画申請書 兼 結果報告書



裏面「さんじょう 108appy 実施要項」を確認の上、開催趣旨及び内容に同意します。

裏面「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意事項」に同意します。

1.プログラム概要

<実施前 企画書> ※申請時に記載してください。

<実施後 報告書> ※企画書通りの場合は省略して構いません。

申請日	年 月 日
プログラム名称	
実施予定内容	
参加料・販売物等 (ある場合は記入)	内容 金額 円
予定日時 (定例の場合は曜日 のみ等の記入可)	
実施希望場所	
借りたい備品、 協力を要請した い個人や団体、 宣伝希望など	

報告日	年 月 日
プログラム名称	
実施内容 報告	
参加・観覧 人数実績	人
実施日時	
実施場所	
借入備品 返却チェック、 協力団体など その他、備考	

2.プレイヤー情報

フリガナ		フリガナ	
申請者		団体名 (または代表者名)	
電話(優先)		電話・FAX	
メールアドレス			
住所			

3.通信欄

実施前後の気づき、 プレイヤーの紹介等、 何でもご記入ください。	
--	--

<提出先>

さんじょう 108appy コーディネイター きよ里

TEL:090-1856-0879 FAX:0256-36-4030 MAIL: sakuragikiyosato@gmail.com

持参の場合は、三条市 生涯学習課(0256-32-4811 中央公民館) 宛にて

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意事項

私は、「さんじょう 108appy」にプレイヤーとして参加するにあたり、下記の各事項についての説明を受け、各事項を遵守することを約束いたします。また、「1」の各号への該当性や「2」の各号の行為の調査のため、警察などの関係機関に対し、私や団体の情報を提供することに同意します。

記

- 1 さんじょう 108appy にプレイヤーとして参加するための届出に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明・確約します。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者(以下「密接関係者」という。)
 - (3) 暴力団、暴力団員又は密接関係者が経営等を支配し、若しくは関与していることが明らかな者
 - (4) 暴力団、暴力団員又は密接関係者と同一生計にある者
 - (5) 暴力団、暴力団員又は密接関係者が関与している団体等に加入していることが明らかな者
- 2 さんじょう 108appy 運営会議が指定する場所でプログラムを実施するものとし、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを表明・確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてさんじょう 108appy 運営会議の信用を毀損し、又は市の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 上記「1」及び「2」のそれぞれの表明・確約に反したことが判明した場合は、直ちにプログラムの実施を取りやめます。
- 4 「3」のとおり、プログラムの実施を取りやめたことにより生じた損害については、さんじょう 108appy 運営会議に損害の賠償ないし補償は追及せず、私の責任においてその損害を賠償するものと致します。

さんじょう 108appy 実施要項

(目的)

- 1 「さんじょう 108appy」は、三条の中心市街地(以下「まんなか」という。)において、日常的に市民活動(以下「プログラム」という。)が行われ、市民がまんなかに集い、新たな交流が生まれることで、出かけてみたくなるまんなかの創造を目的とする。
(さんじょう 108appy 運営会議)
- 2 プログラム運営に関する提案及び個人や団体に本事業の周知・普及活動を行うことを目的として、さんじょう 108appy 運営会議(以下「運営会議」という。)を置く。

(主催)

- 3 本事業は、プログラムを実施する者(以下「プレイヤー」という。)が個別プログラムの主催となり、運営会議と三条市が協働で共催をする。

(活動場所)

- 4 旧三条小学校区及びその周辺で、運営会議が指定する場所とする。

(コーディネーター)

- 5-1 プログラム実施を調整するため、運営会議にコーディネーターを置く。
- 5-2 コーディネーターは、プログラム実施にあたり次の事務を行う。
 - ・プレイヤーの相談、照会の対応
 - ・プログラム企画書、報告書の受付
 - ・プログラム開催の広報、告知

(企画申請書兼結果報告書)

- 6-1 プレイヤーは、プログラム実施前に、日時、場所、内容等を記載した「企画申請書兼結果報告書」を主催者に提出しなければならない。
- 6-2 主催者は、プログラム企画を協議し、実施の可否を決定する。
- 6-3 主催者は、プレイヤーに実施の許可又は不許可を通知する。
- 6-4 プレイヤーは、プログラム終了後に「企画申請書兼結果報告書」に実施結果を記載し、主催者に提出しなければならない。

(プログラム実施の禁止事項)

- 7 次に掲げるプログラムは実施できない。
 - ・本事業の目的を理解しないもの。
 - ・法令及び公序良俗に反した内容のもの。
 - ・特定の政治、宗教、思想等の活動を目的としたもの。
 - ・営利活動を優先するもの。

(プレイヤーの責務)

- 8 プレイヤーは次にあげる事項を守りプログラムを実施しなければならない。
 - ・プログラムに必要な機材の搬入、搬出を行うこと。
 - ・使用場所の現状復帰を行うこと。
 - ・大音量を発するなど、周囲に迷惑をかけること。
 - ・計画性をもったプログラムの企画、実施に努めること。
 - ・プレイヤーと観客双方が楽しめる内容を心がけること。
 - ・実施に際して、主催者の指示がある場合はそれに従うこと。